

# 知的財産等の取扱基本方針

知的財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1

産学官連携推進に係る共同研究、受託研究等・・ p 6

産学官連携活動における透明性の確保・・・・・・・・ p 7

熊本大学イノベーション推進機構

平成16年2月26日

(平成16年度改訂版)

(平成19年度改訂版)

(平成20年度改訂版)

熊本大学は、地方中核都市に立地する総合大学として、「人の命・人と自然・人と社会」の科学を営み、知の創造、承継、発展につとめ、知的、道徳的および応用的能力を備えた人材を育成してきた。

これまで大学の基本的使命は教育と研究であったが、社会情勢の変化に対応し、社会貢献も第三の使命として加えた。

このため、従来より教育研究活動を通して社会に貢献してきたが、知の成果をより積極的に社会に還元し、人類社会の福祉と発展に寄与することを目指すこととした。

この方針に基づき、知的財産創生推進本部を設置（現 イノベーション推進機構）し、活動を開始した。本格的に知的財産を創出、保護、活用するためには、具体的な知的財産ポリシーや利益相反ポリシー等を策定していく必要があるが、その前にこれらを作成するに当たっての共通の考え方を示す必要がある。

そこで、「知的財産等の取扱基本方針」を作成した。

## 知的財産

### 1 知的財産の権利化

#### （１） 知的財産の定義

ここでいう「知的財産」とは、本学が現在まで蓄積し、さらに今後創出していく知的創造物であり、財産として価値あるものをいう。具体的には、

特許権及び特許を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、商標権及び商標登録を受ける権利、著作権（データベース及びプログラムに限定する。）回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権及び品種登録を受ける権利及び外国においてこれらに相当する権利（以下「発明等に係る権利」という。）

研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）

技術情報並びにノウハウ（以下「ノウハウ等」という。）

をいう。

#### （２） 権利化の必要性

発明等に係る権利の知的財産は、一定の基準を満たす場合には権利化し、他方、成果有体物及びノウハウ等権利化できない知的財産は、必要に応じ届出によりイノベーション推進機構が管理を行うことにより技術移転が円滑に行われ、事業家が安全かつ有利に経済活動を展開でき、その成果は広く社会に還元されることとなる。

さらに、当該成果に対する社会からの評価及び協力により研究のさらなる進展の糸口が得られ、またロイヤルティなど研究資金等を産み出すなど大学にとっても有益である。

## 2 知的財産の帰属

### (1) 個人帰属から機関帰属への転換

従来、本学の教職員等がその職務上なした発明等に係る権利については、原則個人帰属としてきた(「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取り扱いについて」昭和53年文学術第117号)。しかしながら、「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日知的財産戦略会議)及び「知的財産基本法」において、法人化後の国立大学を含む公的研究機関等において、特許をはじめとする知的財産について効率的な活用が図られるよう原則機関一元管理の体制を整備することとされ、本学もまた法人化を契機に個人帰属原則から機関帰属原則へ転換を図り、研究成果のより一層の有効活用を推進することとした。(平成15年3月26日評議会決定)

### (2) 学生等に係る知的財産の取扱い

一方、雇用関係にない学生、大学院生及びポスドク(以下「学生等」という。)が寄与した発明をはじめとする知的財産に関しては、原則的に学生等に帰属すると考えられる。しかし、これら学生等が関与した知的財産のうち、卒論、修論等で行う研究のように指導教員による教育・研究との関連が深く、教職員等と学生等との共同研究成果と考えられる知的財産や、大学の施設を用いて産み出された知的財産については、大学の貢献も鑑みて教職員等に準じ、指導教員を通じて届出を行うものとする。

そして、この帰属については、熊本大学イノベーション推進機構知的財産審査委員会(以下「審査委員会」という。)において決定することとする。学生等に帰属した部分について、本学に譲渡することができるものとする。学生が本学に譲渡した場合の取扱いは、教職員等に準じる。

## 3 発明等に係る権利

### (1) 届出の義務

本学の教職員等は、その職務に関連して行った研究の成果が発明等に該当する場合は、所定の様式により速やかに審査委員会に届出をしなければならない。また、発明者が複数の場合は、届出の代表者を定める。

なお、学生等についても同様である。

### (2) 審査

ア 審査委員会は、次のような出願基準に基づき出願の可否を審査する。

本学が権利を承継し維持するに相応しい発明等であるのか

将来収益を生む可能性があるのか

大学発ベンチャーによる事業化が見込めるか

イ 審査委員会は、審査結果を届出者へ通知する。

ウ 出願しないことを決定した発明等は、速やかに権利の放棄及び発明者等への譲渡等の措置をする。

エ 届出者は、審査委員会の決定に不服がある場合には異議申立てができる。

### (3) 出願

本学が権利を承継した発明等のうち、審査委員会の議を経て出願等が決定したものについては、イノベーション推進機構において特許出願手続等を行う。特許出願等に当たっては、発明者が必要に応じて出願手続に協力する。出願したときは、発明者に出願補償金を支払うものとする。

### (4) 権利維持

ア イノベーション推進機構は、出願に係る経費、時間、労力をより有効に活用するため、出願後定期的に権利の維持について見直しを行う。

イ イノベーション推進機構は、発明者の協力を得て必要に応じて熊本TLOに委任する出願後の市場調査等に協力する。

ウ 審査委員会は、出願後の維持の可否について審議し、権利の維持又は放棄を決定する。放棄の決定をした場合には、発明者と協議を行う。

### (5) 移転

#### ア 移転業務等

イノベーション推進機構は、本学の知的財産に係る市場調査等、有望な移転先の絞り込みを含む移転業務を熊本TLOに原則委託する。

#### イ 契約等

イノベーション推進機構は、熊本TLOの市場調査等により移転に至った場合、協働して移転条件の詳細な交渉を行い、移転先との契約及びその管理並びに売却、ロイヤルティの徴収及びその配分等の業務を行う。

#### ウ ロイヤルティ

移転に伴って徴収するロイヤルティ又は売却益は、諸経費（委託料を含む）を差し引いた残りを、発明者と大学（獲得部局を含む）間で5：5の割合で分割する。

#### エ 研究者の転出等に伴う措置

本学の教職員等が転出し、転出後に転出先等において特許出願等を行おうとする場合は、審査委員会に届け出て、当該発明等の帰属に関して確認を行い、本学在籍時に行った発明が含まれると判断される場合は、転出先等と権利の持分等について協議する。

なお、本学が持分に依りロイヤルティ収入を得た場合の取扱いは、3 - (5) - ウに準じる。

#### オ 留意事項

本学の知的財産をもとに、その発明者等が大学発ベンチャーの起業に関与する場合は、当該発明者の意向に配慮する一方で、利益相反等の問題が生じないように留意しつつ、適正な条件により移転を行う必要がある。

なお、移転に当たっては、後述の利益相反について十分に配慮しなければならない。

## 4 成果有体物

### (1) 定義

研究開発成果としての有体物の範囲は、次の から までに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）である。

研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの

研究開発の際に創作又は取得されたものであって を得るのに利用されるもの  
又は を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

### 【例】

- ・材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種、遺伝子組換えDNA、遺伝子組換え生物等）
- ・試作品、モデル品（実験動物等）

### (2) 管理方法

研究開発成果としての有体物は本学に帰属することから、関連法令に基づき適切な管理が必要であるが、多種多様なものが数多く存在するため、その性質や財産的価値に応じてイノベーション推進機構が管理するものと研究開発を行った研究者が管理するものとに分ける必要がある。

また、研究開発成果としての有体物を広く学外で利用してもらうようにすることも重要であるため、例えばweb上に各研究者が移転可能な有体物の情報を登録し、移転希望者がこれにアクセスするような仕組みを整備することが考えられる。

### (3) 移転契約

#### ア 提供経緯の明確化

成果有体物は、研究開発の場及び産業利用への積極的活用を図ることが重要である。成果有体物の管理者は、その提供にあたっては、成果有体物の帰属や提供の相手方などを明確に記録する。

#### イ 提供の指針

学術・研究開発を目的として利用する者への成果有体物の提供

- ・要請する者からの申請に対して、相手方に成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示し、契約を交わしたうえで提供する。
- ・学術研究の必要から能動的に提供する場合には、提供先の者に対し、事前に成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示し、契約を交わした上で成果有体物を提供する。

産業利用（収益事業）を目的として利用する者への成果有体物の提供

提供を要請する者と大学との間において、成果有体物の取扱いに関する必要な条件を明記した譲渡又は貸付契約を締結し、有償で成果有体物を提供する。

## 5 ノウハウ等

産学官連携に際してのノウハウ等の取り扱いについては、これまでは研究者個人と研究室の規律に委ねられてきた。知的財産戦略大綱に示されている営業秘密の保護強化の方向等を踏まえれば、今後は、大学が組織として産学官連携に際してのノウハウ等の管理にあたり、教職員等と責任を分担する必要がある。

従って、必要に応じて届出を受けたノウハウ等については、イノベーション推進機構において適切な管理を行うことを検討する。

## 6 侵害及び係争への対応

知的財産に関する侵害及び係争については、イノベーション推進機構において外部有識者（弁護士、弁理士等）と連携して適切な対応をする。（大学は、損害賠償の責めを負う可能性がある。）

## 産学官連携推進に係る共同研究・受託研究等

共同研究・受託研究等は、産学官連携による「知」の社会還元の中でも重要な位置を占め、大学として今後とも自己収入の獲得の観点からもより積極的な取組みを推進しなければならない。

共同研究、受託研究及び奨学寄附金の取扱いについては、これまで国のそれぞれの制度により実施してきたが、今後同様の制度を引き続き学内規則等により定めて実施することとする。なお、共同研究の「区分A」については、文部科学省から予算措置されてきたが法人化後は、この予算措置はなくなる。

これまで、民間企業側から外国の大学等は秘密情報管理体制ができており、一定の期間で研究成果を出す等によりパートナーシップが確立しているが、国内の大学は不十分との意見が出されている。このため、本学は以下の取組みを実施する。

### 1 秘密保持契約の締結

共同研究及び受託研究等を実施するに当たり、民間企業等と本学の教職員が本契約締結前により有効な検討を行い、もって本学の共同研究等のより一層の推進を行うため、双方が明かす秘密事項が第三者に漏洩されないようにマネジメントする必要がある。

このため、共同研究及び受託研究の開始に当たっては、民間企業等と事前に秘密保持契約を機関として締結する。

### 2 学内における秘密情報管理体制

研究代表者は、秘密情報の管理のため、事前に別に定める「秘密保持誓約書」を当該研究に参加する教職員等及び学生等から徴し、同誓約書を部局長に提出するものとする。

本誓約書の期間は、共同研究契約及び受託研究契約において定める期間とする。

### 3 その他支援体制等

- (1) イノベーション推進機構は、事務部門と契約締結に関する重要な情報（研究代表者、民間企業等、研究課題、契約締結日等）の共有に努め、契約の内容が類型的でない場合（企業等との交渉において雛型を大きくはずれる契約等）は、事務部門との連携により適切な対応を行う。
- (2) 共同研究及び受託研究の申請から研究開始までの手続きを迅速に行う。
- (3) 複数年にわたる共同研究等については、複数年契約を推奨する。
- (4) イノベーション推進機構において、包括連携協定（大学と企業の組織間、あるいは複数組織間で、双方の研究成果の社会的活用に向けて包括的な産学連携協定を締結すること）等の共同研究の可能性について探索し、戦略（案）を研究戦略会議に提案する。

## 産学官連携活動における透明性の確保

大学が産学官連携活動（共同研究、受託研究、ベンチャー経営、コンサルティング活動等）を含む社会貢献活動を進めるに際しては、自らの公共性と中立性を維持し、その透明性を確保し、かつ、対外的に説明責任を果たしていくことが前提となる。

すなわち、大学及び教職員等がこれらの活動を推進するにあたっては、「大学における教育・研究に関する個人の責任若しくは大学（組織）としての責任」と「社会貢献活動から得る個人的な利益若しくは大学（組織）としての利益」を調和させる責任が大学にある。

このため本学では、産学官連携を積極的に推進するに当たって、利益相反マネジメントと利益相反マネジメント体制を整備し、大学と教職員が公正かつ効率的に業務を遂行できる環境を整える。

### 1 利益相反マネジメント

#### （1） 報告と記録・調査

ア 兼業報酬、実施料収入、未公開株式等について、一定額以上の収入がある教職員等は、利益相反検討委員会に対して、その活動内容を届け出るものとする。ただし、教職員の兼業報酬については、国立大学法人熊本大学営利企業役員等兼業及び勤務時間内非役員兼業規則に基づく報告をもって、利益相反検討委員会に報告したものとみなす。

イ 利益相反検討委員会は、金銭的情報の記録と保存及び事実関係の調査を行う。

#### （2） 対応方策の検討

ア 利益相反検討委員会（仮称）は、調査結果に基づき対応方策の検討を行い、阻止すべき事態に至ったと判断される場合には、速やかに阻止勧告等を行う。なお、兼業については、国立大学法人熊本大学教員人事委員会に報告を行い、検討を依頼する。

イ 当該教職員等は、異議申し立ての機会を有することとする。

#### （3） 情報公表・管理

ア 本学は、プライバシーを侵さない配慮をしつつ、基本的に情報公表の原則に従い活動内容を公表し、その透明性を確保するとともに社会的な説明責任を果たす。

イ 本学は、機密漏洩がないように十分な情報管理を行うとともに、必要な場合は学外者の意見を求める。

## 2 利益相反マネジメント体制

### (1) 利益相反検討委員会の設置

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するために、利益相反検討委員会を設置する。

### (2) 利益相反アドバイザリーボードの設置

利益相反検討委員会は、審議内容の専門性を勘案して、種々の助言を得るため外部専門家(学識経験者や弁護士などの外部の専門家)より構成する利益相反アドバイザリーボードを別に設ける。

### (3) 利益相反アドバイザーの設置

イノベーション推進機構は、利益相反アドバイザーを配置する。アドバイザーは、利益相反問題を抱える教職員の相談等、日常的にマネジメントの推進を行う中心的な役割を担う。

#### 参考(利益相反の定義)

#### 1 利益相反(狭義の)

##### (1) 個人としての利益相反

個人としての利益相反とは、教職員等が得る利益と大学における責任とが相反している状態をいう。

##### 【例示】

教職員等個人が、特定の企業から金銭的利益(特許の実施料収入等、株式、兼業報酬)を得ているために、社会の視点から下記のような疑念を抱かれる場合をいう。

「研究内容が特定企業の利益のために設定される等学術研究上の中立性に欠けるのではないか」、「特定企業に有利なデータ収集等がなされるなど研究の客観性に欠けるのではないか」、「研究結果が正当に社会に公表されず学術研究の進展を妨げているのではないか」等。

##### (2) 大学(組織)としての利益相反

大学(組織)としての利益相反とは、大学組織が得る利益と社会的責任とが相反している状態をいう。

##### 【例示】

大学(組織)が、特定の企業から金銭的利益(特許の実施料収入等)を得ているために、社会の視点から下記のような疑念を抱かれる場合をいう。

「研究内容が特定企業の利益のために設定される等学術研究上の中立性に欠けるのではないか」、「特定企業に有利なデータ収集等がなされるなど研究の客観性に欠けるのではないか」、「研究結果が正当に社会に公表されず学術研究の進展を妨げているのではないか」等。

#### 2 責務相反

責務相反とは、教職員等の大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をさす。

##### 【例示】

教職員等が企業の研究開発担当役員や技術指導等の兼業活動を行っている場合に、このような企業の業務に関する責任を優先したために、休講が多い、あるいは研究室に不在がちで学生への対応が不十分である等。